

(2) その他報告（議決を要しないもの）

報告番号	件名	内容（主なもの）	提出月日
報告第1号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	<p>○1件100万円以内の損害賠償額の決定</p> <p>環境事業部クリーンセンター</p> <p>1件 53,400円</p> <p>健康部 1件 4,534円</p> <p>土木部 1件 31,092円</p> <p>中区役所 1件 34,100円</p> <p>西区役所 1件 43,002円</p> <p>○目的の価額が500万円以下の債権に係る訴えの提起、市営住宅の使用料支払い及び明け渡しに係る訴えの提起 2件</p> <p>○議会の議決を経て締結した工事または製造の請負契約に係る契約金額1割以内の変更契約の締結 2件</p>	2月14日
報告第2号	本市の出資に係る法人の令和4年度事業計画及び予算の提出について	<p>公益財団法人 堺市産業振興センター</p> <p>公益財団法人 堺市公園協会</p> <p>公益財団法人 堺市救急医療事業団</p> <p>公益財団法人 堺市文化振興財団</p> <p>公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団</p> <p>株式会社 さかい新事業創造センター</p>	2月14日
報告第4号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	<p>○1件100万円以内の損害賠償額の決定</p> <p>危機管理室 1件 48,618円</p> <p>環境事業部 1件 182,600円</p> <p>建築部 1件 378,400円</p> <p>土木部 3件 1,211,346円</p> <p>サイクルシティ推進部 1件 276,509円</p> <p>北区役所 1件 14,029円</p> <p>消防局総務部 1件 38,672円</p> <p>消防局警防部 1件 121,000円</p> <p>○議会の議決を経て締結した工事または製造の請負契約に係る契約金額1割以内の変更契約の締結 1件</p>	5月30日
報告第5号	令和3年度堺市水道事業会計の建設改良費予算繰越の報告について	繰越額：1,390,214,000円	5月30日

報告番号	件名	内容(主なもの)	提出月日
報告 第6号	令和3年度堺市下水道事業会計の建設改良費予算繰越の報告について	繰越額: 5,503,171,000円	5月30日
報告 第7号	令和3年度健全化判断比率の報告について	実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率 非算定 実質公債費比率 6.1%	8月23日
報告 第8号	令和3年度資金不足比率の報告について	公営企業における資金不足比率 非算定	8月23日
報告 第9号	令和3年度堺市一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書の提出について	限度額: 12,931,000,000円 繰越額: 11,740,250,000円	8月23日
報告 第10号	令和3年度堺市一般会計の事故繰越しに係る繰越計算書の提出について	繰越額: 288,445,900円	8月23日
報告 第11号	令和3年度堺市公共用地先行取得事業特別会計の繰越明許費に係る繰越計算書の提出について	限度額: 44,000,000円 繰越額: 28,290,000円	8月23日
報告 第12号	本市の出資に係る法人の決算について	公益財団法人 堺市産業振興センター 公益財団法人 堺市公園協会 公益財団法人 堺市勤労者福祉サービスセンター 公益財団法人 堺市救急医療事業団 公益財団法人 堺市文化振興財団 公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団 株式会社 さかい新事業創造センター	8月23日

報告番号	件名	内容（主なもの）	提出月日
報告 第13号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分 の報告について	○1件100万円以内の損害賠償額の決定 土木部 2件 139,128円 公園緑地部 2件 168,276円 警防部 1件 110,000円 教育委員会事務局総務部 1件 292,644円 教育センター 1件 74,000円 ○議会の議決を経て締結した工事または製造の請負契約に係る契約金額1割以内の変更契約の締結 2件	8月23日
報告 第14号	地方独立行政法人堺市立 病院機構令和3年度の業 務実績に関する評価結果 の報告について	堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会の意見を踏まえ、地方独立行政法人堺市立病院機構の令和3年度の業務実績に関する評価を行った結果について、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき議会に報告するもの	8月23日
報告 第15号	令和3年度堺市内部統制 評価報告書の提出につい て	本市における内部統制の整備状況及び運用状況について、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項の規定に基づき作成した報告書について、同条第6項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会に提出するもの	8月23日
報告 第18号	地方自治法第180条の 規定による市長専決処分 の報告について	○1件100万円以内の損害賠償額の決定 住宅部 1件 837,706円 土木部 6件 755,722円 ○目的の価額が500万円以下の債権に係る訴えの提起、市営住宅の使用料支払い及び明渡しに係る訴えの提起 4件 ○議会の議決を経て締結した工事または製造の請負契約に係る契約金額1割以内の変更契約の締結 5件	11月28日
報告 第19号	地方自治法第180条の 規定による市長専決処分 の報告について	○1件100万円以内の損害賠償額の決定 学校教育部 1件 40,000円 学校管理部 1件 672,154円 ○議会の議決を経て締結した工事または製造の請負契約に係る契約金額1割以内の変更契約の締結 1件	11月28日